

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

東三河都市計画の 決定・変更

市が進めてきた次の都市計画の決定および変更について、平成24年3月1日付けで手続きが終了し、関係図書の縦覧を行っています。

- 用途地域の変更
 - 地区計画の決定（田原蒲片地区計画・大久保団地地区計画）
 - 地区計画の変更（田原片西地区計画・田原臨海1区地区計画）
 - 3・4・601号田原駅南線の変更
- ▼縦覧場所⇨街づくり推進課（市役所北庁舎2階）
- ▼街づくり推進課
☎23局35223 FAX22局3811

税

TAX

固定資産税 課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に

発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点はお問い合わせください。

▼税務課
☎23局35110 FAX23局0180

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。

▼対象⇨①障害のある方が運転する場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方みの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）

▼申請期限⇨5月24日（木）

▼税務課
☎23局35110 FAX23局0180

国民健康保険税

◆仮徴収分の納税通知書の送付

■普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4

月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。

暫定の額は、前年度（平成23年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付

普通徴収								
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国民健康保険税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					

特別徴収						
納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額		

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください

します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額となります。暫定の額は、2月期と同額になります。

■年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は表のとおりです。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

DONATION

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼2月20日、平成24年福江小学校区（福江・保美）厄年一同様から福江小学校の教育向上のため、クロス貼り掲示板4基、堆積実験水槽3セット、サッカーボール7個。

▼2月27日、赤羽根中学校第6回卒業生一同様から赤羽根中学校の教育振興のため、ビデオカメラ1台、バッテリーパック1個、ブルーレイ・DVDライター1台。

